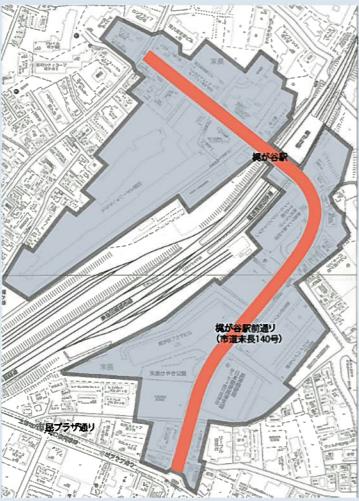




梶が谷駅周辺地区 まちなみ形成の方針・基準

1. まちなみ形成の方針・基準案を適用する対象地区

梶が谷駅前通り（通称エルカジ通り）の大山街道から市民プラザ通りの間（市道末長140号線）に面する敷地、建物を対象とします。



2. まちなみ形成の目標像

- ①現状の落ち着きのある景観を守り育てるまちなみ（まち）づくり
- ②農のあるまちの顔として、花・みどりと都市が調和したまちなみ（まち）づくり
- ③「安全・安心」「豊かさ、温かさ」を感じられ、まちの価値を高めるまちなみ（まち）づくり

3. まちなみ形成の基準

(1) 共通事項

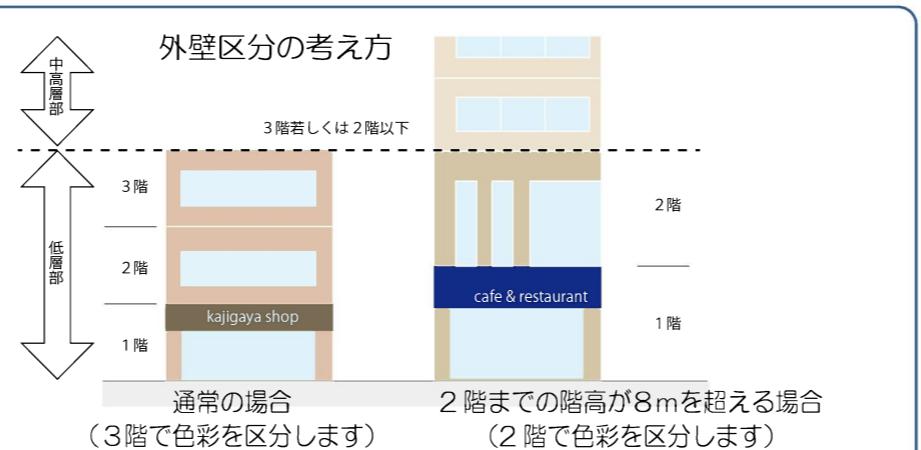
●基準の適用時期
既存で基準に適合しないものは直ちに変更するのではなく、建物の建て替えや改修、看板類の交換等を行う際に、基準に適合させることができます。

●基準の運用の方法
全ての基準は、まちなみづくりに配慮することが望ましい事項として推奨するルールであることから、建築主や広告看板を設置する方などは、できるだけこの基準に沿うように自主的に守っていただきたいものです。

(2) 建築物の色彩・意匠の基準

K-1 外壁の色の基準

- ①建築物の色彩は、まちなみの調和に配慮した、「豊かさ、温かさ」を感じられるものとし、基調色はマンセル値で定める範囲とすることを推奨します。
- ②中・高層部（4階もしくは3階以上）は、圧迫感やボリューム感を軽減するため、低層部より高明度又は低彩度の色の使用を推奨します。

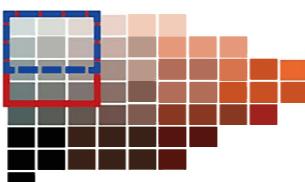


外壁への使用を推奨する色彩例

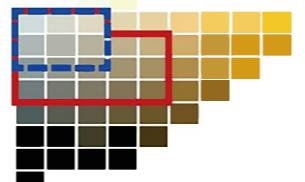
低層部
中高層部

明度の低い暗い色や、彩度の高い鮮やかで目立つ色を避けましょう

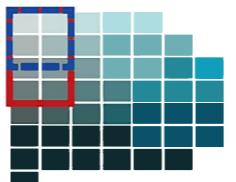
オレンジ色系の場合



黄色系の場合



青色系の場合



K-2 意匠の基準

- ①落ち着いたデザインやまちなみ調和するデザインを推奨します。
- ②ボリューム感を軽減するデザインを推奨します。



自然の素材を用いた落ち着いたデザイン

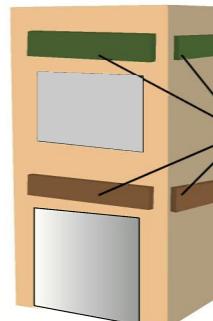
(3) 広告物の基準

K-3 広告物全般に関する基準

- ①広告物は、自家広告物に限ることを推奨します。
- ②目立つことだけを目的とせず、まちなみと調和する質の高いデザインで、まちなみの形成を図ることを推奨します。
- ③目標像の②に対応して、「農」、「花」、「みどり」をイメージする広告物の素材、デザインを推奨します。
- ④汚れている、破損しているなど、まちなみの美観を損なう広告物は掲出しないことを推奨します。

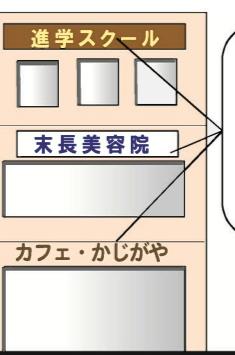
K-4 壁面広告物に関する基準

①建物名、店舗名の設置数



自己の建物名は建物につき、店舗名は1店舗ごとに、各壁面1か所以内で設置することを推奨します。

②大きさ

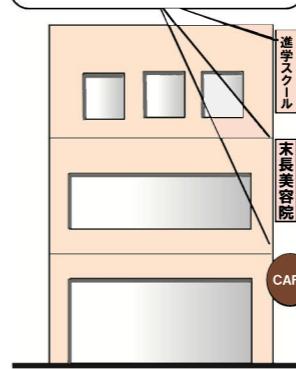


壁面面積の20%以下を推奨します。
(切り文字は1/2の面積に換算できる)

K-5 袖看板に関する基準

①設置数

1店舗につき
壁面1か所以内を推奨します。



②ひとつの建物に複数の店舗がある場合は、各壁面につき1か所に集約することを推奨します。



③オシャレなまちを演出する飾り看板、フラッグを推奨します。



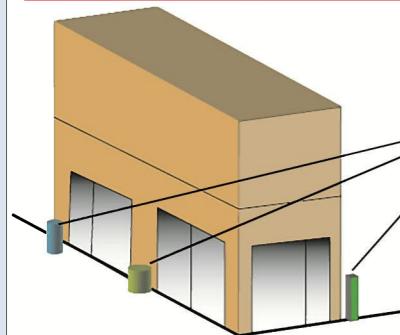
K-6 窓面広告物に関する基準



窓面に占める割合

1壁面につき、階ごとのガラス見付面積の20%以下を推奨します。(切り文字は1/2の面積に換算できる)

K-7 地上設置広告物に関する基準



①設置数

主要な出入口1か所につき1か所以内を推奨します。

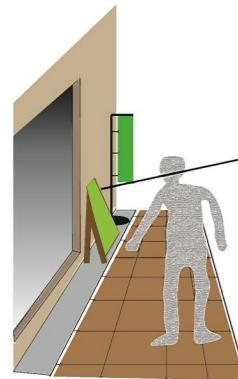
②大きさ

表示面積は1店舗につき5m²以下を推奨します。

③集約化

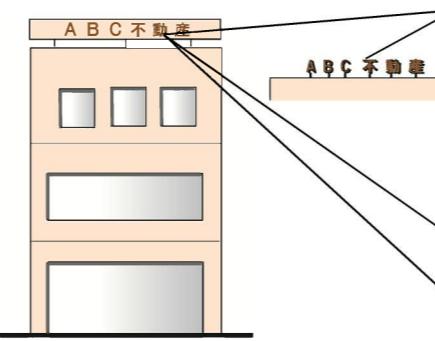
ひとつの建物に複数の店舗がある場合は、主要な出入口1か所につき、ひとつに集約することを推奨します。

K-8 置き看板、のぼり等に関する基準



道路法により道路上への設置が認められていないため、それを遵守します。
民有地に設置する場合については、必要最小限にとどめることを推奨します。

K-9 屋上広告物に関する基準



①大きさ、高さ

○表示面積は1建物につき、合わせて10m²以下とすることを推奨します。(切り文字は1/2の面積に換算できる)
○縦の長さは1m以下とすることを推奨します。

②外照式とすることを推奨します。

③外壁と一体的に見えるように工夫することを推奨します。

K-10 点滅、ネオン管、映像広告物に関する基準



①点滅広告物は設置しないことを推奨します。



②壁面に設置する映像広告物は1壁面につき1か所でかつ2m²以下とすることを推奨します。



③地上設置型の映像広告物は1か所かつ2m²以下とすることを推奨します。



④ネオン管露出広告物は切り文字式の線状のものとすることを推奨します。

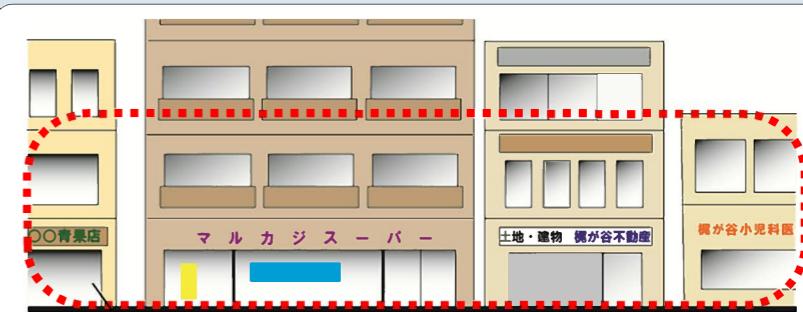
K-11 日よけテントに関する基準



①テントの地色は、周辺建物との調和に配慮し、「豊かさ、温かさ」を感じられるマンセル値で定める範囲のうち、「農（田園）、花、みどり」のイメージにつながる色を推奨します。

②テントに文字を入れる場合は、店舗名のみとするなどを推奨します。

(4) K-12 建築物の用途に関する基準



1階部分は住宅以外で、住民の利便性や生活の質を向上する事業を営む用途とすることを推奨します。

(5) K-13 あかりに関する基準

①建物からあかりがもれて、まちを明るくする照明を推奨します。
②まちを訪れる人の心を和ませる暖色系のあかりを推奨します。



(6) K-14 みどりに関する基準

①ひとつの建物あたり最低1か所植栽や鉢植えなどにより、「みどり」を置くことを推奨します。
②安全上の配慮を行うことを前提に、バルコニーなどを緑化することを推奨します。



(7) テーマカラーについて

現時点では定めませんが、今後梶ヶ谷駅前通り振興会等と連携しながら、地区的テーマカラー及びその使い方を検討する活動を行っていきます。